

議案第11号

区議会提出議案に関する意見聴取

(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年2月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。

4世総第552号
令和5年1月27日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- ・職員の高齢者部分休業に関する条例
- ・世田谷区個人情報保護条例
- ・世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和5年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和5年2月10日（金）

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるの
で、本案を提出する。

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成4年3月世田谷区条例第2号」を「令和5年 月世田谷区条例第 号」に改める。

第2条第1項第1号中「実施機関（」を削り、「、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。）」を「又は農業委員会」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「、個人情報保護制度及び電子計算組織」を削り、「実施機関」を「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は議会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 審議会は、個人情報保護制度及び電子計算組織の運営に関する重要事項について、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会に対して提言することができる。

第9条中「から」を「に」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例 平成4年3月12日条例第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)による情報公開制度及び世田谷区個人情報保護条例(<u>令和5年3月世田谷区条例第 号</u>。以下「個人情報保護条例」という。)による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、区長の附属機関として、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) 個人情報保護条例の規定により<u>区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p><u>(4) 電子計算組織の運営に関する重要事項</u></p> <p>2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、<u>区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は議会</u>に対して提言することができる。</p> <p><u>3 審議会は、個人情報保護制度及び電子計算組織の運営に関する重</u></p>	<p>世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例 平成4年3月12日条例第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)による情報公開制度及び世田谷区個人情報保護条例(<u>平成4年3月世田谷区条例第2号</u>。以下「個人情報保護条例」という。)による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、区長の附属機関として、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) 個人情報保護条例の規定により<u>実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。)</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p><u>(4) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(5) 電子計算組織の運営に関する重要事項</u></p> <p>2 審議会は、情報公開制度、<u>個人情報保護制度及び電子計算組織</u>の運営に関する重要事項について、<u>実施機関</u>に対して提言することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>要事項について、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会に対して提言することができる。</u></p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第9条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>に</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(意見聴取等)</p> <p>第9条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>から</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p>